

モデル審査基準等の改定に伴う審査基準及び処分基準の一部改正について

標記のことについては意見公募手続を実施せず改正を実施しましたので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、その旨公表します。

記

1 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の本県審査基準及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の一部改正は、運転免許行政を統括する警察庁より示された「モデル審査基準等」（以下「モデル基準」という。）に従い作成しているため、警察庁通達及び運用基準の変更を受けて行ったものです。

審査基準等の改正は、国（警察庁）が各基準ごとに内容を詳細に規定したモデル基準に従って行うものであり、基準の制定について県に裁量の余地はなく「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

2 本県基準の改正概要について

(1) 審査基準、処分基準に共通の改正点

ア 関連する法律が一部改正されたことによるもの

「大麻取締法及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、本件基準の関連する部分の改正

イ 審査基準、処分基準内の関連する作成日の変更に伴うもの

「令和4年5月13日作成」を「令和6年12月12日作成」に変更

3 改正後の審査基準等の適用開始日

令和6年12月12日

－問い合わせ先－

運転免許に関すること : 熊本県警察本部運転免許課 電話 096-233-0110

運転免許試験に関すること : 熊本県警察本部運転免許試験課 電話 096-233-0116